

ミニポンプ隊の活動について

1. ミニポンプ隊の結成

地震時の火災に対する初期消火等、町の防災活動拠点を守ることを目的に、昭和53年度から自治会・町会にD級ポンプが配置され、いわゆるミニポンプ隊が結成されました。

2. ミニポンプ隊の活動

(1) 震災時における火災

震災時の火災における活動は、各種の水利を活用し、初期消火に当たるものとします。

また、平常時の火災については、本来のミニポンプ隊の活動目的には含まれませんが、初期消火活動に努めていただいた場合は、同様に各種の水利を活用いただき、消防隊の到着以降は、消防隊の指示により行動していただくようになります。

(2) 訓練

災害時の活動に備えて、平常時からポンプ操法訓練を行い、技術の向上、習熟をはかるとともに、ポンプが有効に作動するよう点検を兼ねて、最低、月1回程度は訓練を行ってください。

3. 災害補償の適用

防災市民組織として、訓練又は災害時の活動中に死亡する・傷害を負う・病気にかかる等の場合、その程度に応じて療養補償・障害補償・遺族補償が受けられます。

4. 資器材について

(1) 可搬消防ポンプ（D級）

結成時に、可搬消防ポンプ（D級）1台・台車及び付属品一式・ホース等を区から支給しています。

また、平成26年、27年の2か年で、誰もが操作しやすい新型D級ポンプの配備を行いました。

(2) 経費等

ミニポンプ隊が活動していくうえでの必要な経費や修理費用については、原則として自治会・町会の負担となります。

(3) 取扱要領

詳しい取扱要領は、別紙「D級ポンプの取扱要領」を確認してください。